

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日立物流労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 30 年 3 月 22 日以降

2 場所

別記の都府県における日立物流労働組合の組合員が勤務する株式会社日立物流の全職場

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 30 年 3 月 5 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別 記

宮 城 県	福 島 県	茨 城 県
栃 木 県	群 馬 県	埼 玉 県
千 葉 県	東 京 都	神 奈 川 県
新 潟 県	富 山 県	石 川 県
山 梨 県	静 岡 県	愛 知 県
三 重 県	滋 賀 県	京 都 府
大 阪 府	兵 庫 県	島 根 県

岡山県
香川県
宮崎県

広島県
福岡県

山口県
佐賀県